

青森県民間社会福祉事業職員共済事業貸付事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、第1種共済運営要綱第18条に基づいて、貸付事業の実施に関する必要な事項を定める。

(貸付対象)

第2条 貸付の対象となる者は、加入後1年を経過した会員とする。

(貸付限度額)

第3条 貸付の限度額は、2,000,000円以内とする。ただし、独立行政法人福祉医療機構の退職手当金又は各種団体退職制度退職金に、本共済による退会給付金を合算した額の範囲内とする。

(貸付利子)

第4条 貸付金の利子は、年率3パーセントとする。

(貸付金総額)

第5条 貸付に必要な資金総額は、年度予算で定めた範囲内とする。

(償還方法)

第6条 貸付金の償還は、貸付を受けた月の翌々月から、元利金均等の月賦償還とする。

2 償還期間は、10年以内とする。

(借入申込)

第7条 借入申込者は、借入申込書(貸・様式第1号)に所定の事項を記入し、押印のうえ、契約者を経て県社協会長に提出するものとする。

(連帯保証人)

第8条 借入申込者は、債務を連帯する保証人を1名立てなければならない。

(貸付の決定)

第9条 県社協会長は、借入申込書を受理したときは、原則として1ヵ月以内に貸付の適否を決定し、貸付決定通知書(貸・様式第2号)又は貸付不承認通知書(貸・様式第3号)を契約者を経て通知するものとする。

(貸付金の交付)

第10条 県社協会長は、貸付を決定した者(以下「借受人」という。)に対し、契約者を経て貸付金を交付する。

2 借受人は、貸付金を受領する際に借用証書(貸・様式第4号)に印鑑証明書を添付して契約者へ提出しなければならない。

3 契約者は、提出された借用証書を、速やかに県社協会長に送付しなければならない。

(貸付金の償還)

第 11 条 借受人は、貸付決定の際に定められた償還計画に基づいて償還しなければならない。

2 契約者は、借受人の同意を得て、毎月の給料を支払う際に償還金額を徴収して、県社協会長に口座振替により、毎月末日若しくは末日が金融機関休業日のときは、翌営業日に償還することとし、これにより難しいときは償還金払込納付書(貸・様式第 5 号)により償還しなければならない。

3 借受人は、繰上償還をすることができる。ただし、一部繰上償還の場合は、償還計画どおりに取扱うものとする。

(即時返還)

第 12 条 借受人が退会するときは、貸付金の残元金及び繰上利子の合計額を、一括返還しなければならない。

(延滞利子)

第 13 条 借受人が、償還期限までに元利金を納入しないときは、償還期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、延滞した残元金に年率 10.75 パーセントをもって計算した延滞利子を支払うものとする。

(氏名等の変更)

第 14 条 借受人は、借用証書に記載した事項に変更が生じたときは、氏名等変更届(貸・様式第 6 号)によりその旨を速やかに県社協会長に届出しなければならない。

(償還完了)

第 15 条 県社協会長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、契約者を経て借用証書を返還しなければならない。

(雑 則)

第 16 条 この要領に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は、県社協会長が別に定める。

(附 則)

この要領は、昭和 63 年 10 月 1 日から適用する。

(附 則)

この要領は、平成 7 年 10 月 1 日から適用する。

この要領(平成 7 年 10 月 1 日適用)の施行前に貸付を受けたものについては従前の例による。

(附 則)

この要領は、平成 14 年 3 月 28 日に一部改正し、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

(附 則)

この要領は、平成 23 年 2 月 23 日から適用する。

第1種共済運営要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、青森県民間社会福祉事業職員共済事業設置運営規程（以下「規程」という。）第3条第2項の規定に基づいて、事業の運営に関し必要な事項を定める。

(契約申込み及び契約の成立)

第2条 この共済の契約申込みは、民間社会福祉施設・団体（以下「適用事業所」という。）の事業主が、第1種共済契約申込書（様式第10号）により行うものとする。

2 本共済契約は、最初の共済掛金の払込みにより成立する。

3 県社協会長は、契約が成立した事業主（以下「契約者」という。）に対して第1種共済契約証書（様式第11号）を発行する。

(加入申込み及び加入の承認)

第3条 この共済の加入申込みは、事業主が、当該加入予定者である有給の役員又は職員の同意を得て加入申込書（様式第1号）により行うものとする。

2 この共済の加入申込みに対する承認は、県社協会長が加入決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

(掛金の算定基礎)

第4条 共済掛金の基礎となる本俸月額、は、毎年4月1日現在の額とし、その年の5月分から翌年の4月分までの12カ月間に適用する。

2 年度途中で新たに加入しようとする者の場合は、加入しようとする月の本俸月額とし、最初に到来する4月分までの各月に適用する。

3 共済掛金の算定は、本俸月額200,000円を上限とする。また、円単位未満は切り捨てとする。

4 本制度にいう本俸月額とは、施設職員の場合は独立行政法人福祉医療機構の運営する退職手当共済制度に準じて取り扱うものとし、団体職員の場合は格付けされた本俸月額とする。

(共済掛金納入)

第5条 会員は、共済制度に加入した月から退会する月までの共済掛金を、毎月契約者を経て納入するものとする。

2 契約者は、加入者明細表（様式第3号）に基づき、各会員の共済掛金をとりまとめて口座振替により、毎月末日若しくは末日が金融機関の休業日にあたる時は、翌営業日に納付することとし、これにより難しいときは掛金払込納付書（様式第4号）により納付しなければならない。

(継続異動等)

第6条 会員は、適用事業所を異動した場合には、継続異動届（様式第5号）を、異動後の契約者を経て届出しなければならない。

2 会員は、氏名に変更があった場合には、氏名変更届兼慶弔見舞金申請書（様式第6号）を、契

約者を経て届出しなければならない。

(除名処分)

第7条 正当な理由なくして、契約者が共済掛金を3カ月以上滞納した場合は、県社協会長が青森県民間社会福祉事業職員共済事業運営委員会（以下「運営委員会」という。）の議決を経て除名することができる。

2 前項により除名処分を受けた契約者の適用事業所に勤務する会員は、共済掛金の本人負担分の返還を受けるほか一切の権利を失う。

(給付の制限)

第8条 県社協会長は、次の各号の一に該当するときは、運営委員会の議決を経て、給付の一部又は全部を行わないことができる。

- (1) 故意に給付の原因を生じせしめた場合
- (2) 給付の原因が虚偽であった場合
- (3) 給付の請求その他に関して不正の事実があった場合

第9条 前条に該当した事実が給付後に判明した場合は、給付額の一部又は全部を返還せしめることができる。

第2章 退会給付事業

(退会給付金)

第10条 会員が、次の各号の一により退会するときは、退会給付金を給付する。

- (1) 適用事業所を退職したとき
- (2) やむを得ない事由があると県社協会長が退会を認めるとき

(退会の手続き)

第11条 退会する会員は、退会届兼退会給付金請求書（様式第7号）を、契約者を経て県社協会長に提出しなければならない。

2 前項において、死亡により退会した場合は、その遺族が所定の手続きを行うものとする。

(給付の額)

第12条 退会給付金の額は、退会した者の退職の日の属する月前（退職の日が末日である場合は、その月を含む。）6カ月の平均本俸月額に、別表1による給付率を乗じ、さらに加入月数を乗じて算出した額とする。

この場合において共済掛金の未納期間がある場合は、その期間をその加入月数から控除するものとする。

- 2 本制度にいう平均本俸月額とは、退職前6カ月において共済掛金算定の基礎となった本俸月額の平均額とする。
- 3 給付金の算定は、平均本俸月額200,000円を上限とする。また、円単位未満は切り捨てとする。

第12条の2 会員が懲戒解雇の処分を受けたときの退会給付金の額は、前条の規定にかかわらず次の各号の金額のうち少ない方の額とする。

- (1) 共済掛金の本人負担額
- (2) 退会給付金相当額（前条の規定により計算して得た額とする。）

（給付の承認）

第13条 県社協会長は、退会給付金請求書を受理したときにおいて、適当と認めるときは退会給付金交付決定通知書（様式第8号）を、契約者を経て交付する。

（給付金の送付）

第14条 県社協会長は、給付を承認した会員に対し、契約者を経て給付金を送付する。

（給付金受給権の消滅）

第15条 この要綱による給付金を受ける権利は、その給付事由が発生した日から5年間を経過したときは、時効によって消滅する。

第3章 福利厚生事業

（事業の種類）

第16条 福利厚生事業は、次の6種類とする。

- (1) 結婚祝金
- (2) 出産祝金
- (3) 入院見舞金
- (4) 災害見舞金
- (5) 死亡弔慰金
- (6) 貸付事業

（慶弔見舞金の給付）

第17条 前条第1号から第5号までの慶弔見舞金の給付の内容は、別表2のとおりである。

2 会員が、前項に規定した慶弔見舞金に該当した場合は、契約者を経て、氏名変更届兼慶弔見舞金申請書（様式第6号）を県社協会長に提出する。

3 県社協会長は、申請書を受理したときにおいて、適当と認めるときは、慶弔見舞金交付通知書（様式第9号）とともに慶弔見舞金を、契約者を経て給付するものとする。

（貸付事業）

第18条 本要綱第16条第6号の貸付事業に関しては、別に定める実施要領によって行う。

第4章 雑 則

（補 則）

第19条 この要綱に定めるもののほか、制度の運営に関し必要な事項は県社協会長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和62年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成16年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表1の定めにかかわらず、現にこの共済の会員である職員に対する退会給付金の額は、第1号により計算して得た額及び第2号により計算して得た額のいずれか高い方の額とする。

一 その職員が、改正適用日前日に退職したものとして、改正前の別表1により計算した額に、改正適用日以降、その職員が自己負担として納付した共済掛金の累計額を加算して得た額

二 改正後の別表1により計算した額

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年10月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年2月23日から施行する。

第2種共済運営要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、青森県民間社会福祉事業職員共済事業設置運営規程（以下「規程」という。）第3条第2項の規定に基づいて、事業の運営に関し必要な事項を定める。

(契約申込み及び契約の成立)

第2条 この共済の契約申込みは、第1種共済の契約を必要とし、民間社会福祉施設・団体（以下「適用事業所」という。）の事業主が、第2種共済契約申込書（様式第12号）により行うものとする。

2 本共済契約は、最初の共済掛金の払込みにより成立する。

3 県社協会長は、契約が成立した事業主（以下「契約者」という。）に対して第2種共済契約証書（様式第13号）を発行する。

(加入申込み及び加入の承認)

第3条 この共済の加入申込みは、第1種共済の加入を必要とし、毎年度4月1日から5月末日までに契約者が加入申込書（様式第1号）により行うものとする。

2 この共済の加入申込みに対する承認は、県社協会長が加入決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

(掛金の算定基礎)

第4条 この共済の掛金（以下「第2掛金」という。）は、年掛かつ全額契約者の負担とし、毎年度4月1日現在在籍する加入者（以下「会員」という。）について、別表1に定める契約口数の範囲内で会員ごとに定め、当該年度の第2掛金として適用する。

2 前号で定める第2掛金の契約口数は、別表1の範囲内で毎年度4月1日に変更できる。

(掛金納入)

第5条 契約者は、毎年度6月末日若しくは末日が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日に契約口数の第2掛金合計額を口座振替により納付することとし、これにより難しいときは掛金振込納付書（様式第4号）により納付しなければならない。

(掛金納付の免除)

第6条 契約者の経営上の理由により、本要綱第4条に定める第2掛金を納付することが困難になった場合においては、県社協に申し出を行い、県社協会長がこれを承認したときは、1年間を限度として第2掛金の納付を免除することができる。ただし、当該期間は支給時の算定対象とはならない。

(掛金の不返還)

第7条 既に納付した第2掛金は、当該掛金の額に誤りがあった場合のほかは、これを返還しないものとする。

2 契約者の都合による契約解除においては、既に納付した第2掛金は返還しないものとする。

(継続異動等)

第8条 会員は、適用事業所を異動した場合には、継続異動届（様式第4号）を、異動後の契約者を経て届出しなければならない。

2 会員は、氏名に変更があった場合には、氏名変更届兼慶弔見舞金申請書（様式第6号）を、契約者を経て届出しなければならない。

(異動の特例)

第9条 加入者が、独立行政法人福祉医療機構の制度における助成対象施設・事業所等に異動となったときは、契約者の申し出により県社協会長がこれを承認した場合において、当該加入者については、5年を限度として脱退としないことができる。

2 同条第1項に該当する場合の第2掛金は、5年を限度として納付する義務を免除する。ただし、当該期間は支給時の算定対象とはならない。

(除名処分)

第10条 正当な理由なくして、契約者が共済掛金を3カ月以上滞納した場合は、県社協会長が青森県民間社会福祉事業職員共済事業運営委員会（以下「運営委員会」という。）の議決を経て除名することができる。

2 前項により除名処分を受けた契約者は、一切の権利を失う。

(給付の制限)

第11条 県社協会長は、次の各号の一に該当するときは、運営委員会の議決を経て、給付の一部又は全部を行わないことができる。

- (1) 故意に給付の原因を生じせしめた場合
- (2) 給付の原因が虚偽であった場合
- (3) 給付の請求その他に関して不正の事実があった場合

第12条 前条に該当した事実が給付後に判明した場合は、給付額の一部又は全部を返還せしめることができる。

(退会給付金)

第13条 会員が、次の各号の一により退会するときは、退会給付金を給付する。

- (1) 適用事業所を退職したとき
- (2) やむを得ない事由があると県社協会長が退会を認めるとき

2 会員が、次の各号の一により退会するときは、退会給付金を給付しない。

- (1) 加入期間が1年未満のとき
- (2) 懲戒解雇の処分を受けたとき

(退会の手続き)

第14条 退会する会員は、退会届兼退会給付金請求書（様式第7号）を、契約者を経て県社協会長に提出しなければならない。

2 前項において、死亡により退会した場合は、その遺族が所定の手続きを行うものとする。

（給付の額）

第15条 この共済の退会給付金の額は、次の各号により計算した額とする。

(1) 毎年度4月1日において、会員ごとに10,000円に契約口数を乗じた額（以下「掛金額」という。）を計算し、加入期間中の掛金額を累計した額と次号の利息額を加算した額を退会給付金の額とする。

(2) 利息の算定にあたっては、前年度まで累計した掛金額と利息額を加算した額を基準累計額とし、毎年度3月末日において、当該年度の掛金額と基準累計額を加算した額に0.01を乗じた額とする。ただし、年度の途中において脱退した場合は、当該年度の利息額は計算しないものとする。

(3) 給付額を算定する場合において、計算結果に円単位未満は切り捨てとする。

（給付の承認）

第16条 県社協会長は、退会届兼退会給付金請求書を受理したときにおいて、適当と認めるときは退会給付金交付決定通知書（様式第8号）を、契約者を経て交付する。

（給付金の送付）

第17条 県社協会長は、給付を承認した会員に対し、契約者を経て給付金を送付する。

（給付金受給権の消滅）

第18条 この要綱による給付金を受ける権利は、その給付事由が発生した日から5年間を経過したときは、時効によって消滅する。

（補 則）

第19条 この要綱に定めるもののほか、制度の運営に関し必要な事項は県社協会長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

（施行年度の特例措置）

2 第3条第1項の定めにかかわらず、加入申込みについては、平成21年度に限り4月1日から7月末日までとする。

3 第5条の定めにかかわらず、掛金納入については、平成21年度に限り8月末日までに第2掛金を掛金振込納付書（様式第4号）により納めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年2月23日から施行する。